

# 名称「道徳」の成立過程

—1957年度教育課程審議会における議論に着目して—

学校開発政策コース 澤田俊也

The establishing process of the name of “dotoku”

—Focusing on the discussion in the Curriculum Council in 1957—

Toshiya SAWADA

The purpose of this paper is to analyze how the name of “dotoku” was approved in the Curriculum Council in 1957. Based on the minutes of the Curriculum Council in 1957, this study clarifies what property of the time assigned for moral education was symbolized by the name of “dotoku”.

This study shows that the name of “dotoku” implies for the most part systematic property of the time assigned for moral education. The property was emphasized by the officers of the Ministry of Education and the president of the subcommittee for primary education in the establishing process of the name.

## 目次

1. 課題の設定
2. 道徳教育の時間特設決定までの経緯
  - A. 57年度教課審への諮問とその背景
  - B. 時間特設の決定
3. 特設時間の名称の成立過程
  - A. 特設の性格と「生活指導」の支持
  - B. 教育領域統合案と名称
  - C. 「生活指導」消滅と「道徳」承認
4. 結論

注

### 1. 課題の設定

本稿の目的は、特設「道徳」の成立について議論された1957年度教育課程審議会（以下、57年度教課審）における議論に着目し、「道徳」の名称がいかなる議論を経て成立したのかを明らかにすることである。

特設「道徳」は、1958年3月18日の文部省通達「小学校・中学校における『道徳』の実施要領について」によって、同年4月より実施されることとなった。この通達では、従前の学校教育活動全体を通じて道徳教育を行うという方針は維持しつつも、小学校では「教科以外の活動」、中学校では「特別教育活動」の時間のうちの1時間を用いて道徳教育の時間を特設するこ

とが示された。そして同年10月の学習指導要領改訂によって、教育課程上に「道徳」という領域が新設された。

特設「道徳」の成立以前から、特設時間の性格と内容をめぐって激しい論争が交わされた。この論争は、体系的な道徳教育の必要性を主張する側と、時間特設を批判し従前からの学校教育活動全体を通じた道徳教育の継続を主張する側との対立によるものである<sup>1)</sup>。このような論争は特設「道徳」成立後も継続しており、今日においても特設時間<sup>2)</sup>の性格や内容についての議論が行われている<sup>3)</sup>。

このように特設時間の性格と内容については多くの関心が寄せられる一方で、特設時間の名称である「道徳」の成立過程についてはほとんど検討されてこなかった<sup>4)</sup>。こうした先行研究における名称「道徳」に対する関心の薄さは「道徳教育を行う時間であるから名称は『道徳』となった」というように名称の成立を自明視しているためであると思われる。しかしながら、議論を先取りして述べると、57年度教課審では「生活」や「教養」、「生活指導」、「道徳指導」といった別の名称も提案されており、これらの名称案が示唆する特設時間の性格や内容とともに、どの名称案が適切であるかについて議論された。このような経緯を踏まえると、名称「道徳」は必ずしも自明的な理由によって決定されたとは言えないばかりでなく、名称「道徳」の成立過程は、特設時間の性格や内容について議論する上で

重要な観点であると言える。

そこで本稿では、特設「道徳」の成立に関する当時の議論、特に特設時間の性格や内容に関する議論に着目しながら、名称「道徳」がいかにして成立したのかを明らかにする。

分析対象として、本稿では1957年9月から1958年3月まで設置された57年度教課審の初等教育教育課程分科審議会（以下、初等分科会）に着目する。まず57年度教課審を対象として選定した理由は、特設「道徳」の設置がこの審議会において議論され、この審議会の答申において初めて「道徳」という名称が正式に使用されたからである<sup>5)</sup>。また初等分科会に焦点を当てる理由として、初等分科会と並行して審議が行われた中等教育教育課程分科審議会（以下、中等分科会）では、初等分科会における特設時間の名称決定を追認したことを除くと、名称についての議論は行われていないからである<sup>6)</sup>。つまり、「道徳」の名称の成立に際しては、初等分科会における議論がより重要であると言える。以上の理由から、57年度教課審の初等分科会における議論に着目する。道徳教育の特設時間の名称をめぐる57年度教課審の初等分科会における議論を確認するために、本稿では「昭和32（1957）年度教育課程審議会議事録」を一次史料として分析を行う<sup>7)</sup>。

本稿の構成として、第2章では57年度教課審において道徳教育の時間特設が決定されるまでの経緯を整理する。続く第3章では、57年度教課審においてどのようにして「道徳」が特設時間の名称として承認されるに至ったのかを明らかにする。第4章では、結論として特設時間の名称がいかなる性格や内容を含みつつ決定されたのかについて述べる。

## 2. 道徳教育の時間特設決定までの経緯

### A. 57年度教課審への諮問とその背景

本節では、57年度教課審の位置づけと松永東文部大臣の諮問に至るまでの経緯について整理する。

57年度教課審は、1956年3月に当時の清瀬一郎文相の諮問「小学校、中学校の教育課程の改善について」を受けて審議が行われた1956年度教育課程審議会（以下、56年度教課審）の後身にあたる。56年度教課審は1958年度の学習指導要領改訂について審議したが、答申を出すことなく1957年2月で任期切れとなった。その後7ヶ月の空白期間において、同年9月に57年度教課審が発足した。57年度教課審は、松永文相が改めて諮問した「小学校、中学校の教育課程の改善について」

に応じるかたちで審議が行われた<sup>8)</sup>。

松永文相による諮問では、1958年学習指導要領改訂の動機について、次のように述べられた。すなわち「わが国は独立国家として国際連合に加入いたし、新しい国際社会の一員となった」ことに加え、「最近における世界の情勢は文化・科学・産業などの面において、まことに、目まぐるしい進展を示して」いる。したがって「わが国が、国際社会において新しい地歩を確保し、文化・科学・産業の急速な進展に応じて民族の独立と国家の繁栄を図るため」に義務教育の刷新改善を行う必要があるという。そして、教育内容の刷新改善を図るために、道徳教育については「今日、識者の間において国民道義の頹廃を嘆く声も大きく、また青少年の非行や基本的なしつけの欠如も看過することのできないところ」であるから「積極的な措置を講じ道徳教育の充実を図る」<sup>9)</sup>。つまり、1952年のサンフランシスコ平和条約の発効による日本の独立回復と国際連合加盟、文化・科学・産業の発展への対応、そして青少年の非行問題への対処という目的で道徳教育の充実が諮問された。

以上の文相諮問に至るまでに、文部大臣や文部省内では道徳教育の在り方をめぐって紆余曲折があった。

第一に、松永大臣は道徳教育の方法に対する姿勢を二転三転させた。松永が文相に着任した直後にもたれた1957年7月11日の記者会見では、道徳教育について「とくに昔の修身科のような設ける必要があるかどうか問題になっているが、私の今の考えでは修身科という科目を特別に設ける必要はないと思う」とし、さらに「各教科にわたって徳育というものを現在よりも濃厚にしてゆくよう配慮したい<sup>10)</sup>と述べた。ところが7月30日の記者会見では一転して「けっきょく道徳教育をしっかりとやるには、一つの科目をつくってやった方がよいのではないかと考えるようになった<sup>11)</sup>と姿勢を変えた。しかしながら、9月14日の教課審第1回総会<sup>14)</sup>では教科設置については言及せず、道徳教育の充実について述べたのみであった。

第二に、道徳教育についての文部官僚の態度も一貫したものではなかった。松永文相の着任直後、文部省内では内藤誉三郎初等中等教育局長を中心として教科設置や徳目を中心とする体系的な道徳教育を志向する者がいたことが指摘されている<sup>12)</sup>。その一方で、文部省内には従前通り学校教育活動全体を通じた道徳教育を支持する者がいた<sup>13)</sup>。このように省内には体系的な道徳教育を志向する一派と、従前通りの学校教育全体を通じた道徳教育を志向する一派が存在した。ところ

が、教課審第1回総会における内藤初中局長による諮問事項説明では、「学校教育全体で道徳教育を行うという立場をとりながら、なおかつ道徳教育の徹底を図るために小・中学校とも道徳的指導のための時間を特設」<sup>15)</sup>したい旨が述べられた。

以上より、松永文相も文部官僚も最初から時間特設を提案していた訳ではなかったことがわかる。当初、彼らは体系的な道徳教育と学校教育活動全体を通じた道徳教育の狭間で揺れ動いていた。そして、紆余曲折しながらも57年度教課審の開会までに時間特設案の支持というかたちで調整していたと思われる<sup>16)</sup>。

### B. 時間特設の決定

以上の経緯を経て57年度教課審に提示された時間特設案は、57年度教課審の第4回初・中合同会<sup>17)</sup>において承認された。本節では、時間特設案の承認に至るまでの経緯を概観する<sup>18)</sup>。

先に述べたように、第1回総会では松永文相があいさつとして諮問を、内藤初中局長が諮問事項説明を述べ、道徳教育の充実とその方策としての時間特設案が示された<sup>19)</sup>。

10月5日に開かれた第3回初・中合同会では、道徳教育の性格や方向性についての具体的な審議が展開された。文部省が提示した特設案は教科化を志向するものではなかった。特設案は単に徳目を教え込む徳目中心主義に立つものでもなく、生活指導的な要素を含みつつ体系的な道徳教育を目指したものであった。日高第四郎会長は、このような特設案の性格を特設に慎重な委員に積極的に説明した。しかしながら、委員は慎重な議論を望んだため、特設の決議は次の合同会に見送られた。

そして第4回初・中合同会において、道徳教育の時間特設が決定された。出席した委員の多くは教科化には懐疑的だったが、時間特設には肯定的であった。前回の合同会に引き続き、一部の委員は時間特設について慎重な立場をとったが、日高会長と議論を交わすなかで、時間特設は教科化ではないこと、また特設された時間は徳目中心主義ではなく生活指導の内容を含むものであることが確認されたため、全会一致で時間特設が承認された。

こうして、特設時間は体系的な指導を行いつつも生活指導的な性格も有するという形で成立した<sup>20)</sup>。その一方で、特設時間の名称は未決定のままであった。次節では、特設時間の名称をめぐる議論を確認するなかで、名称の成立過程について明らかにする。

## 3. 特設時間の名称の成立過程

### A. 特設の性格と「生活指導」の支持

最初に特設時間の名称についての意見が出されたのは第6回初等分科会であった<sup>21)</sup>。当該分科会では、小学校低学年の教育活動では教育活動が未分化であるとして教育活動の統合案について議論された。そして先に述べたように、特設時間もまた生活指導的な要素を含むものとして考えられていたため、委員から「1,2年は社会科、理科、道徳を一しょにして『生活』としてくるとよい」という意見が出された。低学年についての議論ではあるが、特設時間を児童生徒の生活に沿ったものとするために名称を「生活」とすることが提案された。

続く第7回初等分科会では、特設時間の性格、すなわち教科的であるか生活指導的であるかの問題と合わせて名称について議論された<sup>22)</sup>。委員は特設時間のあり方について「生活指導を中心にしてゆく方がよいのではないか」や「指導の方法はあまり規定しない方がよいのではないか」というように、より緩やかに特設時間を位置づける姿勢を示した。村上俊亮分科会長は特設時間を「道徳教育のために使うことをはっきりさせたい」が「細くきめてしまうのは危険な気がする」と、特設時間の位置づけには難しい側面があると述べた。こうした難点について、ある委員が『『道徳』という言葉のひびきが災いしている。高学年では……まだよいが、低学年では日常生活の訓練的なものが主で生活指導的な内容になるから、『道徳』という言葉はいっそう不適當である。『生活の指導』と言えば言葉のひびきも強くない。名前のきめ方により現場の反響もちがう』と意見を述べた。そしてある委員が「教科的な色彩が強いのか、生活指導的な色彩が強いかが問題で、この点でも名前は大切である」と述べたことで、特設時間の性格と合わせて名称についての議論が展開された。

特設時間の性格について多くの委員が教科とすることに否定的であり、名称についても「生活指導」を支持する声が多数であった。例えば、委員からは『『生活指導』という方が教科とは別のものとしてはっきりするから、『道徳教育』というより『生活指導』という名の方がよい』という発言が見られた。この後に特設時間は「教科としては取り扱わない」ことが決議されたことにより、名称の議論もより生活指導的なものを支持する声さらにも多く出された。分科会長が「一般的には『道徳』『道徳指導』『生活指導』という言葉が

よく言われているがこれについてはどうか」と投げかけると、委員からは「結論としては全学年を通じて『生活指導』としたい」、「『道徳』という名前にすると自然に教科と考えられやすい……『生活』『教養』『生活指導』等の考え方の方がよい」、「生活指導即道徳教育ではないが……『生活指導』の方が良い」という声が相次いだ。

こうした「生活指導」を支持する委員に対して、分科会長は「生活指導」とは異なる名称についての意見を求めた。分科会長は「生活指導という言葉には一つの通念ができていて、それで新しいものを受けとってしまう危険がある。もっと改正の目的をはっきりさせるものがあればその方がよいと思うが」、「反対論があって意見を交換した方がよいが、『道徳』という意見はないか」と意見した。この分科会長の発言によって、それまで生活指導的な名称を支持する主張が多かった委員の間で揺らぎが生じた。一方では『修身』がいけないなら『道徳』もいけないだろうと思う。『教養』はよいと思うが低学年で『生活』というように区別するのはどうか」という発言があり、他方では「名称を『生活指導』とすれば今までもやっているからそのままでもよいということになる……1, 2年前までは『道徳』という名を使うと反論が多かったが、現場に真意を通じるためには強く打ち出した方がよいのではないか」という発言もあった。これらの意見が出された後、分科会長は「名称の問題は後に残し」て採決を採らずに別の議題へと審議を進めた。

第6回および第7回初等分科会における議論から、次のことが把握できる。第一に特設時間の名称はその性格と関連付けて議論されたこと、第二に特設時間が教科ではないと決議されたことにより委員の間では生活指導的な名称が多く支持を得たこと、第三に特設時間における体系的な道徳教育の側面を強調するために「道徳」という名称にスポットライトを当てようとする分科会長のリーダーシップがあったことである。つまり、大半の委員は特設時間の生活指導の側面に焦点を当て、その一方で分科会長は体系的な指導という道徳教育の新たな側面に焦点を当てて名称を考えていた点で相違が見られた。この時点では多数の委員が「生活指導」を支持していたが、次に特設時間の名称について審議された分科会では「生活指導」の位置づけに関して変化が生じ、代わりに異なる言葉が特設時間の名称案として浮上した。

## B. 教育領域統合案と名称

次に特設時間の名称について議論されたのは第17回初等分科会であった<sup>23)</sup>。第17回初等分科会の中心的な審議内容は「教科以外の活動」についてであったが、教育領域の枠組みとその名称も同時に審議された。そして教育領域の枠組みの中で、道徳教育がどのように位置づけられるのかについても議論された。

この分科会では特設時間の名称は直接的にはそれほど議論されず、教科の指導以外の教育領域を統合する案として「管理教育」や「その他の指導」、「生活指導」といった言葉の使用が提案された。そして、こうした統合された教育領域の一つの要素である特設時間を表現する言葉として「道徳指導」が頻繁に使用された。ある委員は『「管理教育」の中で特に重点的に考えたいのは道徳指導と健康指導』で「こういうふうにとまとめると児童中心的な領域と管理的な領域とがおのずからきまってくるのではないかと主張し、また他の委員は「児童会が道徳指導と別だとすると相互の関連性がうすくなり、道徳指導が浮いてしまって昔の修身のようになる心配があるから、『その他の指導』の枠の中で道徳指導を考えたい」と意見した。また『「その他の指導」を『生活指導』としたらどうか。『生活指導』の中に児童会やクラブ活動も道徳も入る」、「『教科の指導』、『道徳指導・その他の指導』、『児童会・クラブ活動』と三領域に分けたらどうか」といった意見が出された。さらに『「教科の指導」と『生活指導』に分け、『生活指導』がさらに『道徳指導』『児童会・クラブ活動』『学校行事』の三つに別れるようにしたらどうか」といった提案が出され、その後は分科会長が『「生活指導」あるいは『その他の指導』に要する時間のとりあつかい方はどうしたらよいか』と投げかけた。ある委員は『「生活指導」を3時間と枠をきめ、そのうち1時間を道徳指導、あとの2時間をクラブ活動、児童会などのための時間として』充てることを提案し、領域と名称をめぐるこの分科会での審議は終了した。

第17回初等分科会の議論では、「生活指導」という言葉の使用法が第7回初等分科会における使用法とは異なっていることがわかる。第7回初等分科会では「生活指導」は特設道徳の名称案として支持されたが、第17回初等分科会では教科以外の教育領域を統合する言葉として提案された。教科以外の教育領域は生活指導的性格がより強いこと、さらにこれら諸領域の相互の関係を重視すべきであるとされたことから、「生活指導」はいくつかの領域を統合する言葉として提案されたと考えられる。そしてこの変化に伴い、特

設道徳の名称は「道徳指導」という言葉が使われ出した。つまり、「生活指導」と入れ替わるようにして、「道徳指導」が特設時間の名称案として浮上した。

### C. 「生活指導」消滅と「道徳」承認

ところが、続く第18回初等分科会では「生活指導」の存続自体が危機に晒された<sup>24)</sup>。審議では、最初に分科会長が前回の分科会における議論を整理し、委員に説明した。教科以外の教育領域については、「(1)道徳教育の特設時間、(2)児童会、クラブ活動に代表される領域、(3)学校行事に代表される領域の三領域があることにはだいたい意見が一致した」とした。その上で「この三領域を総括する名称が必要であるかどうかが問題であるが、『教科以外の活動』では教科中心の感じがあるし『生活指導』という名称もやや不十分で、むしろ、総括すると三領域の性格の相違が無視される心配もあることから、総括せずに『教科』と並んで三領域を全面に出したほうがよいのではないかと提案された。総括しない根拠として、分科会長は「三領域は本来性格がちがいで、特に道徳指導の時間が特設されるとその影響が児童会やクラブ活動に及んでその性格がゆがめられるおそれがある」から「一応別個に三領域を全面に出した方がよいのではないかと説明した。この分科会長の意向に対して、委員からは「たしかに、総括しても積極的な意味はないようだ」という意見、あるいは「教科とのけじめをはっきりさせて指導するための大きくりのことばが何かほしいような気もする。しかし、これらを『生活指導』でくくるのもおかしいと思う」という意見が出された。

前者の分科会長に同調する意見と複数の領域の統合を主張する意見の両方の共通点として、第17回初等分科会から一転して、「生活指導」の使用が不適當であると見なされたことが挙げられる。この変化は、分科会長や文部省担当官によって教科以外の教育領域間の違いが一層強調されたことによると考えられる。

まず道徳教育と学校行事等の関係については、委員から出された道徳指導と学校行事等の一本化の提案に対して、分科会長は「道徳指導は時間数を規定して基準を作るが、行事等は時間などの基準をはっきりきめないから、一本にするのは取り扱い上困る」と返答した。また道徳教育と児童会の関係についての委員からの質問に対して、文部省担当官は「児童会は児童の自主的な活動が主体であるが、道徳の特設時間はガイダンスと同時にインストラクションがはいるから、内容、方法も変わってくる」と返し、分科会長も「道徳指

導と児童会とは性格がちがう」ものであり、道徳指導を「新しく特設するのであるから別に考えてよいと思う」とした。このような分科会長や文部省担当官による説明に加え、委員からも「児童会はこどもの自発活動が中心であるが、道徳指導は教師の指導が中心だからおのずからちがった面をもつ」といった意見や「道徳指導の時間が新しくできたので全体の構造が問題になってきたと思うが、小学校では『教科』『道徳指導』『特別教育活動』の三つでよいと思う」といった意見があった。以上の議論を経て、分科会長は『教科指導』『道徳指導』『児童会・クラブ活動（あるいは特別教育活動）』とし、それらに時間を示し、学校行事は時間から省くということかどうか」と提案したところ、教育課程の構造については委員から反論はなかった<sup>25)</sup>。

ここまでの議論の経緯から、第17回初等分科会において支持を得ていた教科以外の教育領域の統合とその名称としての「生活指導」が、第18回初等分科会では不適當であるとみなされたことがわかる。この変化の要因として、教科以外の教育領域間の際を強調することで、教科領域の統合は困難であると指摘した分科会長と文部省担当官のリーダーシップが存在した。つまり、第17回初等分科会では教科以外の教育領域は相互関係が重視され、これらの教育領域は生活指導的な要素を有するために「生活指導」という名称によって統合することが適切であるとされたが、分科会長と文部省担当官のリーダーシップによって生活指導的要素という共通点は覆い隠され、差異が強調された。これに伴い、教育領域の統合は不必要であるとされたため、「生活指導」という名称も同時に消滅することとなった。

その後の特設時間の名称を決定する段階においても「生活指導」は候補とされず、ここまでの議論において使用されていた「道徳指導」のみが生き残った。しかしながら、「道徳指導」という言葉も最終的に選ばれることはなかった。分科会長が「道徳指導の特設時間の名称についてだいたいきめておきたい」と議論を導くと、委員からは「世間で『道徳』ということばが常識になってきているから、『道徳』でよいと思う」や「教員の研究会などでも『道徳』ということばが使われてきているから、それでさしつかえないと思う」というように、『道徳』という言葉が普及し始めているという消極的な理由で『道徳』を支持する意見が出された。その一方で『徳育』ということばはどうか」といった意見や、「私は『科』をつけたくない。『道徳

指導』ならよい], 『『道徳』とすると『道徳科』ということになりやすく, 教科のようになってしまうから, 『道徳指導』の方がよいように思う』といった発言もあった。

委員の発言を受けて, 分科会長は「問題は『道徳』とするか『道徳指導』とするかにしぼられてきているようであるから, これについて各委員の御意見をききたい」と委員に発言を求めた。委員からは『『道徳指導』がよい』といった声もあったが, 『『指導』をつけた方がおしつける感じがするから, 『科』がつかないなら『道徳』の方がよい』, また「こどものことばにしてゆくひつようがあるから『道徳』の方がよい』という意見が出されたため, 特設時間の名称は「道徳」に決定された。

特設時間の名称の決定に際して, 特設時間は教科ではないことが事前に決定していたため, 「科」という言葉を使用しないことで一致していた。その上で, 委員の意見は「道徳指導」と「道徳」の2つに概ね分かれた。「道徳」の方が教科を連想させるという批判的な委員もいたが, 「指導」という言葉が教師による一方通行的な教育活動をイメージさせるとして忌避された結果, 「道徳」に決定された。つまり, 特設時間の名称の決定にあたって, 特設時間が単純に教師の指導のみによるものではなく, 児童生徒に寄り添ったものとして行われるべきであるという委員の配慮が反映された結果として「道徳」という名称が選ばれたという側面もあったと言えるだろう。

#### 4. 結論

以上より, 「道徳」という名称は単に「道徳教育を行うから『道徳』という名称に決まった」という単純な過程を経て決定されたのではないことが明らかになった。図1に示すように, 57年度教課審では特設時間の性格や教育領域の構成と関連して特設時間の名称が議論されていた。

57年度教課審についての当初の議論では, 特設時間の名称として「生活指導」を支持する委員が多数であった。これは大半の委員が特設時間の生活指導的性格を強調したためであった。ところが分科会長は名称の決議を引き延ばし, 「道徳」の使用を示唆した。その後, 委員は教科以外の教育領域間における生活指導的要素という共通点に着目し, これら領域の統合案とその名称としての「生活指導」を提案した。これに対して, 教育領域の統合が領域間の差異のためにそもそも困難であり, 統合するとしても「生活指導」の用語はそぐわないとする姿勢が分科会長と文部省担当官に見られた。こうした分科会長と文部省担当官の姿勢は, 特設時間の体系的な指導の側面をより押し出すためであったと考えられる。したがって, 「生活指導」という言葉が最終的に使われることはなく, 特設時間の名称として「道徳」や「道徳指導」といった候補が浮上した。こうした特設時間の体系的な側面が強調された一方で, 特設時間を児童生徒の営みにしていこうとする委員の発言が確認された。「道徳」という言葉は教科を連想させるという一部の委員の声もあったが, 「道徳」は「道徳指導」と比較すると教師による一方的な指導という印象を受けず, より児童生徒に近



図1 教科以外の領域と特設時間の名称をめぐる議論の変遷

い言葉であるため好ましいという委員の発言が見られた。このように、特設時間を教師による体系的な道徳教育だけでなく、児童生徒による教育活動として捉えようとする委員の意向が名称「道徳」の決定に多少なりとも反映された。とは言え、分科会長や文部省担当官の意向によって、名称「道徳」は基本的には体系的な道徳教育を表すものとして成立したと言える。

このような体系的な道徳教育としての性格を含んだ「道徳」の成立が、他の教科や教育領域の成立にいかなる影響を与えたのか。本稿では、教科以外の領域と特設「道徳」の関係を説明することに止まったため、今後の課題としたい。

### 注

- 1) 押谷由夫(押谷由夫『「道徳の時間」成立過程に関する研究—道徳教育の新たな展開—』東洋館出版社, 2001年)は、時間特設の成立前後における体系的な道徳教育の主張としては天野貞祐や稲富栄次郎、勝部真長、沢田慶輔など、学校教育活動全体を通じた道徳教育の維持の主張としては①時間特設が政治的、イデオロギー的であるという批判, ②道徳教育の指導内容に関する批判, ③道徳教育の方法論・実践論からの批判があったと整理している。
- 2) 2015年3月27日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令によって学習指導要領が改訂されたことにより、特設「道徳」は「特別の教科である道徳」に改められた。
- 3) 特設「道徳」が「特別の教科である道徳」と変更されたことを受けて、「特別の教科」化がもたらす影響について扱った研究がある。「特別の教科」化について肯定的に評価している論稿としては貝塚茂樹(貝塚茂樹『道徳の教科化—「戦後70年」の対立を超えて—』文化書房博文社, 2015年)など、否定的に評価している論稿としては佐貫浩(佐貫浩『道徳性の教育をどう進めるか道徳の「教科化」批判』新日本出版社, 2015年)などが挙げられる。
- 4) 名称の成立過程に触れているものは菅見の限りでは押谷由夫の研究(押谷由夫前掲, 2001年)のみである。押谷は「昭和32(1957)年度教育課程審議会議事録」を一次史料として特設「道徳」の成立過程の分析を行っている。ところが、押谷の問題関心は特設「道徳」の教育的意味を捉え直すこと、すなわち「教育を、何かを達成するための手段として考えるのではなく、子どもの豊かな人間形成そのものを目的として意味づける」(押谷由夫前掲, p.10)ことにあり、「道徳」の名称の決定過程にはない。また押谷の研究は、57年度教課審における「道徳」の名称についての議論の一部のみを取り上げて名称の成立過程を語っている点に課題がある。
- 5) 1958年3月15日に発表された答申「小学校・中学校教育課程の改善について」のなかで、「道徳教育の徹底については、学校の教育活動全体を通じて行うという従来の方針は変更しないが、さらにその徹底を期するため、新た『道徳』の時間を設け、毎学年、毎週継続して、まとまった指導を行うこと」と記述されている。そして3月18日の文部省通達『「道徳」の実施要項』では「学校における道徳教育は、本来学校の教育活動全体を通じて行う」が「ふじゅうぶんな面を補い、さらに、その徹底をはかるため、新たに『道徳』の時間を設ける」こととされた。その後の「小学校学習指導要領 昭和33年度改訂」では、この答申に基づいて、小学校の教育課程は「各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等」によって編成されることとなった。つまり、この答申において道徳教育の特設時間の名称を「道徳」と決定し、これに従う形で文部省通達や改訂学習指導要領が示されることで、「道徳」の特設が実施された。
- 6) 「第20回中等教育課程分科審議会議事録」には、第19回中等分科会までは「道徳(仮称)」とされていたこと、また初等分科会で「道徳」と決定されていたことを受けて、中等分科会でも「道徳」に決定されたことが記録されている。
- 7) この史料は、鹿内瑞子個人文書の一部として国立教育政策研究所教育研究情報センターの教育図書館に所蔵され、DVD端末に保存されている。この議事録は、審議が行われた日時や場所、議題、出席した委員、文部省から提出された資料名、具体的な議事から構成されている。本稿は議事を分析の対象とするが、委員の発言については、誰がどの発言を行ったのかを把握することはできない。なぜなら、議事録上では、分科会長の発言を◎、委員の発言をすべて○、文部省関係者の発言を△で表しているからである。本稿では、こうした史料の特性を考慮しつつ、分析を行う。
- 8) 57年度教課審は56年度教課審から大幅に委員が変更され、また文部省が明確にアジェンダ設定を行うようになった。稲垣忠彦は、こうした変更によって57年度教課審は文部省の強い統制の下に運営されたと批判している(稲垣忠彦「第6章 教育課程行政の転回」肥田野直・稲垣忠彦編『教育課程 総論 戦後日本の教育改革 6』東京大学出版会, 1971年, pp.285-322)。
- 9) 貝塚茂樹『戦後道徳教育文献資料集 第二期』日本図書センター, 2004年。
- 10) 『時事通信 内外教育版』, 1957年7月16日, p.2。
- 11) 『時事通信 内外教育版』, 1957年8月2日, p.2。
- 12) 『時事通信 内外教育版』, 1957年8月2日や『日本新聞』, 1957年7月29日を参照。
- 13) 『時事通信 内外教育版』, 1957年8月30日によると、同年8月4日から5日にかけて札幌市で開催された社会科教育全国協議会第11回全国研究大会において、文部省の朝倉事務官は道徳教育の教科化については未決定であり、また個人的意見であると前置きした上で従前通り学校教育活動全体を通じた道徳教育を支持する発言をした。
- 14) 第1回総会は初等分科会、中等分科会、そして学校通信教育分科審議会の3つの分科会の合同会として開かれた。
- 15) 貝塚茂樹前掲, 2004年。
- 16) 澤田俊也「特設「道徳」の成立過程—1957年度教育課程審議会における議論に着目して—」日本教育政策学会第22回大会発表資料, 2015年。
- 17) 初・中合同会では、初等分科会と中等分科会が合同で審議した。
- 18) 特設時間の成立についての57年度教課審における議論は、澤田俊也の研究(澤田俊也前掲, 2015年)を基に概観する。
- 19) 同総会では、文部省側から①1958年の学習指導要領改訂に先駆けて時間特設を目指すこと、②仮に教科化する場合には教育職員免許法などの法技術的な問題が生じることも説明された(澤田俊也前掲, 2015年)。また、文部省は続く第2回初・中合同会でも道徳教育の時間を特設したい旨を述べている。

- 20) 澤田俊也前掲, 2015年。
- 21) 「第 6 回初等教育教育課程分科審議会議事録」を基に分析。
- 22) 「第 7 回初等教育教育課程分科審議会(議事録)」を基に分析。
- 23) 「第17回初等教育教育課程分科審議会議事録」を基に分析。
- 24) 「第18回初等教育教育課程分科審議会議事録」を基に分析。
- 25) それぞれの教育領域にどの程度の時間配当を行うのかについては、委員から質問が出された。

(指導教員 勝野正章教授)